

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第2号、議案第6号及び報告第6号の以上3件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書11ページを御覧ください。7款1項1目商業振興費、旭川市事業継続支援金1億3千894万9千円でございます。コロナ禍による売上げの減少に加え、エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対し、北海道が支援金を支給したことに併せまして、法人に5万円、個人事業主2万5千円を上乗せ支給するものでございます。

次に、飲食業人材不足等対応支援費3千596万円でございます。社会経済活動の再開に伴い、観光客や市民の外食の機会が増え、飲食業の急速な回復が期待されている中、飲食業における人材不足に対応するため、市内で飲食業を営む中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象に、サービスを維持向上させるための機器導入や、新たなサービス実施のための設備投資に対する経費を補助しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○菅原観光スポーツ交流部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の12ページを御覧ください。歳出補正予算のうち、1番下の段、10款6項1目保健体育総務費の通年生涯スポーツ振興費1千400万円の増額でございます。これにつきましては事業が2つございまして、まず初めに、7節報償費120万円、10節需用費60万円、13節使用料及び賃借料20万円の計200万円につきましては、スポーツ庁委託事業であります、運動部活動の地域移行等に向けた実証事業の実施に要する費用の増でございます。この実証事業は、運動部活動の地域移行等に向け、競技団体などと協議会を設置し、市内の中学生を対象としたスポーツ教室や体験会を開催し、これに参加した生徒や保護者へのアンケートなどを通じて、運動部活動の地域移行等に向けた課題の検討などを行ってまいります。財源は全額、道支出金となっております。

次に、18節の負担金1千200万円につきましては、新たに設置をいたします、(仮称) A SAHIKAWA UPDATE CONDITIONING PROGRAM 実行委員会への負担金の増でございます。スポーツイベントや身体の機能チェックなどを通じて、市民のスポーツの習慣化などを促進するため、新たに実行委員会を設置し、これらを進めていくものでございまして、実行委員会の構成は、本市のほかプロバレーボールチームのヴォレアス北海道、旭川パラスポーツ協議会、医療機関、民間企業など、様々な企業団体を予定しております。財源は全額、国庫支出金となっております。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の補正予算でございます。よろしくお願ひいたします。

○加藤農政部長 議案第2号、令和5年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書10ページを御覧ください。下段、6款農林水産業費、1項農業費、3目農産園芸振興費のうち、右端の説明欄、まず、生産基盤整備費高騰対策支援費1千470万1千円でございます。本事業は、物価高騰の影響を受ける野菜、花卉、果樹を生産する農業者に対しまして、ビニールハウスまたは雨よけハウスの新設、更新を支援することで、生産基盤の充実と本市の農業生産の維持を図るものでございます。財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。

次に、その下の麦・大豆生産技術向上支援費1千506万4千円でございます。本事業は、麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、小麦の作付面積の拡大及び大豆の新規作付を実施する農業者を支援するものでございます。なお、財源につきましては全額、道支出金を充当いたします。

また、次に、持続的畑作生産体系確立緊急支援費87万3千円でございます。本事業は、畑作に関し、需要に応じた生産拡大を図り、畑作産地の持続的発展を推進するため、てん菜から大豆への転換に取り組む農業者を支援するものでございます。財源につきましては、全額道支出金を充当いたします。

最後に、有機転換支援費206万円でございます。本事業は、有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対しまして、有機農業への転換に必要な種苗や生産資材に係る経費を支援するものでございます。本事業の財源は全額、道支出金を充当しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○中野建築部長 令和5年第2回定例会提出議案のうち、建築部所管分について説明いたします。

初めに、議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算についてであります。補正予算書事項別明細書で説明いたします。11ページの8款6項2目市営住宅整備費は、令和5年度の労務単価の上昇を受け、工事契約約款第26条第6項のインフレスライド条項により、市営住宅、第2豊岡団地建替(2-B)工事の請負代金を変更するため、6千460万円を補正しようとするもので、財源は、全額が市債であります。また、この補正に伴い補正予算書3ページ、第3表地方債補正(変更分)のうち、公営住宅建設事業の限度額を6千460万円引き上げ、5億4千680万円にしようとするものであります。

続いて、議案第6号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例のうち、建築部が所管する内容は2点あり、1点目は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により、地方公共団体によるマンション管理計画の認定制度が創設されたことに伴い、認定事務に係る手数料を新設しようとするものであります。2点目は、建築基準法の改正により、一団地を形成している2以上の土地の場合については、大規模な修繕及び大規模な模様替えについても、日影規制や建蔽率、容積率などの緩和の対象となったことから、その認定に係る申請手数料を追加しようとするものであります。

最後に、報告第6号の専決処分の報告についてであります。本件は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納していた入居者を相手方とした、賃料請求事件に関する訴えの提起前の和解であります。

本件の相手方は、市営住宅の家賃を滞納しており、再三にわたる納付指導にも従わなかったこと

から、住宅を明け渡すよう通知したところ、和解の申入れがあったため、即決和解することとし、本年5月25日に専決処分したものであります。和解の主な内容は、市営住宅の滞納家賃を分割して支払うこと、分割金の支払いを怠り、その額が1万8千円に達したときは、滞納家賃の残金を直ちに支払うこと、その残金を支払わないとき、または家賃を3か月分滞納したときは、市営住宅を明け渡すこと、この3点であり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

建築部所管の議案等については以上であります。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和5年第2回定例会提出議案に関わる事項についてであります。除雪グレーダの取得について、神居大橋長寿命化（修繕）工事について、忠和6条道路線改良工事について、平成大橋長寿命化（耐震補強）その2工事について、経営体育成支援費等の繰越明許費繰越しについて、取水施設工事等の予算繰越しについて、下水管布設工事等の予算繰越しについて、以上の7件につきまして、理事者から報告を願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 議案第20号、財産の取得につきましては、総務部所管の案件でございますが、土木部に関わりがございますので、御説明申し上げます。本件は、市道の除排雪作業に充てるため、除雪グレーダー1台を4千151万4千円で、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店から購入しようとするものでございます。除雪車両につきましては、これまでも計画的に購入してきたものであり、本年度は、除雪グレーダー1台を増車しようとするものでございます。

○太田土木部長 議案第40号、第41号及び第42号の契約の締結につきましては、総務部所管の案件でございますが、土木部に関わりがございますので、順次、御説明申し上げます。

初めに、議案第40号につきましては、工事名、神居大橋長寿命化（修繕）工事を、契約金額2億3千870万円で、新谷建設株式会社ほか1社で構成します新谷・安井組共同企業体と契約を締結しようとするもので、条件付一般競争入札により、5月16日に入札を行い、5月23日に仮契約を締結しております。本工事につきましては、老朽化した神居大橋の長寿命化を図るため、橋長107.05メートルのうち、つり橋区間78.85メートルの木製の橋桁、床版、高欄を取り替える修繕工事を行うものであります。

次に、議案第41号につきましては、工事名、忠和6条道路線改良工事を、契約金額1億9千965万円で、株式会社廣野組と契約を締結しようとするもので、条件付一般競争入札により、5月16日に入札を行い、5月23日に仮契約を締結してございます。本工事につきましては、道路の拡幅整備を行うため、神居川に幅5.6メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを36.29メートル布設する暗渠化工事を行うものでございます。

最後に、議案第42号につきましては、工事名、平成大橋長寿命化（耐震補強）その2工事を、契約金額1億7千930万円で、株式会社生駒組と契約を締結しようとするもので、条件付一般競

争入札により、5月13日に入札を行い、5月30日に仮契約を締結しております。本工事は、平成大橋の耐震補強を図るため、下流側の旧橋の橋脚1基の上に設置されてご置きます橋桁を支える銅製の支承を免震ゴム製に交換する工事を行うものでございます。

契約の締結に関わる報告については、以上でございます。

続きまして、経営体育成支援費等の繰越明許費繰越しについてでございます。報告第2号の令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、土木部所管分について御報告をさせていただきます。本件は、令和5年第1回定例会におきまして、繰越明許の議決をいただいた事業でございます。報告第2号の別紙、繰越明許費繰越し計算書にお示ししましたとおり、8款土木費、2項道路橋りょう費の道路橋りょう整備費及び5項都市計画費の花咲スポーツ公園改修費の2事業合わせまして9千166万5千円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げるものでございます。

土木部からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○加藤農政部長 報告第2号、令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。別紙、繰越明許費繰越し計算書、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の経営体育成支援費でございますが、令和5年第1回定例会におきまして、令和4年度旭川市一般会計補正予算における繰越明許費補正として、議決いただいたところであります。その事業の繰越し額につきましては、2千331万3千円で、財源につきましては、全額道支出金となっております。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、御報告申し上げます。

以上、よろしくお願いたします。

○中野建築部長 報告第2号の令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、建築部に関わりあるものについて報告いたします。別紙、令和4年度旭川市一般会計繰越明許費繰越し計算書の8款6項の市営住宅整備費は、令和4年度の国の予算に余剰が生じたことに伴い、令和4年第4回定例会で繰越明許費の議決をいただいたもので、第2豊岡団地2号棟B工区建設工事等に関する事業費のうち、7億2千510万4千円を、令和5年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

建築部に関係する報告事項については以上であります。

○沖本上下水道部長 令和5年第2回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる報告につきまして御説明いたします。

まず、取水施設工事等の予算繰越しについてでございます。報告第3号に関わるものであり、内容は、忠別川浄水場の前処理薬注設備、中央監視設備の更新等で、契約期間内に工事が完了しなかったことから、別紙の予算繰越し計算書のとおり、建設改良費で合計4億583万2千900円、受託事業費で26万3千879円の繰越しを行ったものでございます。

次に、下水管布設工事等の予算繰越しについてでございます。報告第4号に関わるものであり、内容は、国の補正予算に伴い実施しております下水管布設工事等で、主に補正予算の議決時期などの関係から、工期が翌年度となりますことから、別紙、予算繰越し計算書のとおり、合計で3億5千197万8千円の建設改良費の繰越しを行ったものでございます。また、下水処理センターの汚泥焼却炉の更新で、契約期間内に工事が完了しなかったことから、処理場施設工事で5億1千869

万1千40円の繰越しを行ったものでございます。いずれも、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に、御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席ただいで結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、令和4年度の雪対策の取組について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 令和4年度の雪対策の取組について、御報告申し上げます。資料をお配りしております。

初めに、資料左側の除排雪事業の業務体制についてでございます。

一つ目の、除雪センター機能の集約につきまして、令和4年度は合理的な除雪センター運営に向けまして、課題となっている担い手不足に対応するため、4統合地区、9除雪センターの業務体制を継続し、要望の少ない深夜帯の要望窓口を1か所に集約して、除排雪業務を行ったところでございます。その取組結果といたしましては、道路や気象状況の変化に応じて、排雪作業の前倒しや暖気による路面状況の悪化が想定された際には、全除雪センターにおきまして、24時間体制で路面状況の悪化の早期把握と解消を図るなど、機動的な対応に努めたところでございます。また、深夜帯の改善要望の件数は、全体で4千964件のうち282件となりましたが、除雪センター開設日142日のうち、深夜帯の要望件数が5件以上あった日は10日、深夜帯に要望が全くなかった日は82日となるなど、これまでと同様に、深夜帯の改善要望の問合せが極端に減少する傾向となりましたことから、除雪センターの要望窓口の集約に伴う問題はなかったものと考えているところでございます。今後の除雪センターの方向性といたしましては、人的リソースの有効活用と合理的なセンター運営に向けた取組を推進するものとして、除雪センター機能のさらなる集約と充実を目指すとともに、ICTなど、デジタル技術を活用した除雪DXの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目に、要望処理体制の向上につきまして、令和4年度は、多様化する苦情、要望に対応し、要望処理の正確性を向上するため、全除雪センターに通話録音を導入したところでございます。取組結果としましては、通話録音の実施に対する問合せはなく、通話録音の導入により、余裕を持った要望処理や、聞き間違いにより発生するトラブルの防止などにつながったものと考えておりました。令和5年度も、通話録音を継続し、要望処理対応の正確性の向上に努めてまいります。

次に、資料の右側、路面管理手法の検証につきまして、令和4年度は、令和3年度に引き続き、圧雪を薄く管理することにより、ざくざく路面の抑制効果のほか、道路脇の雪山や道路幅の状況などについて確認し、シーズンを通しての効果や課題を検証したところでございます。取組結果といたしましては、1月中旬に暖気対策を全市的に実施したことにより、広い範囲での路面状況の悪化はなく、また、排雪作業がスムーズに進んだこともございまして、モデル地区の内外での道路幅や圧雪の差が少ない状況であったため、路面管理手法の比較が難しいシーズンでもございました。路面管理手法の検証は、その年の気象状況に左右されるものでありますことから、令和5年度も継続

して試行と検証を行い、本市に適した路面管理手法について、検討してまいります。

次に、日中除雪の検討につきまして、作業環境の厳しい除排雪業務に携わる担い手の減少などに対応するため、限られた人員体制においても、持続的に除雪作業を行えるよう、除雪作業を試行的に日中に実施し、その課題や可能性の検討を行ったところでございます。取組結果といたしましては、夜間作業と比べ、作業時間が約1.5倍となり、作業効率の低下が見られたことや、夜間と比べ、一般交通の影響を受けやすいため、作業の方法や時間帯、安全確保の検討が必要でありまして、また、夜間と日中作業のそれぞれの体制確保など、検討が必要と考え、令和5年度も試行と検証を継続してまいります。

最後に、通学路など歩道の除雪につきましては、狭い歩道では、除雪車による除雪作業が困難なこと、歩道除雪における堆積スペースや担い手の確保など、厳しい状況を踏まえた持続可能な歩道除雪の在り方や、交差点の見通し確保の手法についての検討を行っております。取組結果といたしましては、小中学校に、冬期間の安全マップや除排雪要望箇所の調査を実施しまして現地確認を行ったほか、検討中ではありますが、安全マップの一部の箇所で除雪方法の工夫や除雪センターに常駐のショベルによる見通しの確保に取り組んだところでございます。狭い歩道の除雪や堆積スペースの確保など、現状では多くの困難な課題はありますが、除雪方法の工夫や歩道除雪の在り方などについて、引き続き検討を進めてまいります。

これらの取組につきましては、5月23日に開催いたしました雪対策審議会で御意見を伺ったほか、現在、除雪連絡協議会におきましても、市民意見を伺っているところでございまして、その意見を踏まえながら、本年度の取組の検討を進めてまいりたいと考えております。なお、資料はありませんが、昨年度も実施いたしました除排雪に関する市民アンケート調査を、5月31日から7月10日の期間で実施しているところでございまして、幅広く意見を聴取するため、広報誌6月号やホームページ、支所などでの配布のほか、SNSなどでも活用し、周知しております。結果がまとまりましたら、本委員会で御報告をいたします。

以上、令和4年度の雪対策の取組について御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、まちなか交流館におけるツイッターの発信についてを議題といたします。この件につきまして、石川厚子委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○石川厚子委員 おはようございます。まちなか交流館におけるツイッターの発信について、何問か質問させていただきます。

まず、まちなか交流館とはどのような施設なのかお答えいただきたいと思っております。

○小松経済部経済交流課主幹 まちなか交流館は、平和通買物公園を中心としたにぎわい創出を図るために、観光案内や物産品の展示販売、商店街情報の提供などを行う拠点として平成22年7月に設置され、平成25年4月より旭川フードテラスの2階のスペースに移転し、現在に至っております。施設の設置及び管理運営につきましては、旭川まちなかマネジメント協議会が実施いたして

おります。

○石川厚子委員 今、施設の設置と管理運営については、旭川まちなかマネジメント協議会が実施しているとの答弁でしたが、このまちなかマネジメント協議会とは、こういった組織なのでしょうか。

○小松経済部経済交流課主幹 まちなかマネジメント協議会は、平成23年度から平成28年度までを計画期間とする、旭川市中心市街地活性化基本計画の第2期計画におきまして、計画に基づく事業などを実施するための組織として設置されました。構成団体といたしましては、平和通商店街振興組合などの商業関係者や、旭川商工会議所、旭川商工会、旭川青年会議所、旭川市など、全部で15団体で組織されておりまして、まちなか交流館の管理運営のほか、交流館ショップの運営や中心市街地における各種イベントの企画開催、ほかの団体が中心市街地でイベント等を開催する際の支援や相談を行うなど、本市の中心市街地の来街促進やにぎわい創出に取り組んでいる組織でございます。

○石川厚子委員 中心市街地活性化基本計画に基づく組織で、旭川市も構成団体の一つだということですね。そこで、旭川市とまちなかマネジメント協議会とはどのような関係かについてもお示しください。

○小松経済部経済交流課主幹 旭川市は、まちなかマネジメント協議会に対しまして、まちなか交流館の運営及びイベント開催に係る事業費として負担金を支出いたしております。

○石川厚子委員 市が、負担金を支払っているということですね。まちなか交流館での情報発信に使用しているSNSには、こういったものがあるのでしょうか。

○小松経済部経済交流課主幹 情報発信に使用しているSNSといたしましては、ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムの5種類となっております。

○石川厚子委員 5種類のSNSで情報を発信しているということですね。それぞれの発信頻度はどのようになっているのでしょうか。また、どのような情報を発信しているのでしょうか。

○小松経済部経済交流課主幹 令和4年度につきましては、それぞれの発信頻度については押さえてはいないのですが、5つのSNS合計といたしまして、年間で655回発信してございます。その中でも、ツイッターの発信が1番多いと聞いてございます。発信内容といたしましては、旭川まちなかマネジメント協議会が主催、共催となって実施している中心市街地への各種イベント情報が主となっております。

○石川厚子委員 今回、ちょっと見ますと、まちなか交流館名義のツイッターで、政治色が濃いなど、不適切だと考えられる、「いいね！」ですとか、リツイート、アカウントへのフォローなどが、数多く見られたわけなんですよね。このツイッターへの投稿や「いいね！」などは、誰がどのような責任で実施しているのでしょうか。

○上田経済部経済交流課長 旭川まちなかマネジメント協議会に確認したところ、広報等に関しましては事務局の長であります、事務長の判断で行っていると伺っております。

○石川厚子委員 事務長の判断とのことでした。ただ、今、政治色が濃いというふうに言ったんですけれども、具体的に述べますと、これは、今津寛史さん、「「今、つなげよう北海道。」今津ひろふみです。妻と娘2人の4人家族。元防衛大臣小野寺五典衆議院議員、元防衛庁副長官今津寛衆議院議員の秘書を長年にわたり務めた経験と人脈を活かし、故郷上川地域の家族、食料、経済、生

活の安全を守るべく、皆様のために誰よりも働きます！」。この今津寛史さんのアカウントをまちなか交流館がフォローしています。また、ほかには、いろいろあるんですけども、例えば、同じく、今津寛史さん、「選挙戦最終日、美瑛町で講演会とともに歩き、最後のお願いに伺っております。お仕事中にもかかわらず手をとめて応援していただいた皆様、本当にありがとうございます。残り僅かな時間最後まで一生懸命うったえてまいります。」。この今津寛史さんのツイッターを、今津ひろすけ（旭川市長）となってますけれども、今津寛介さんがリツイートして、「最後の最後まで戦い抜こう！ひろふみよ」。こういうふうにコメントしているわけですね。その部分をまちなか交流館が、リツイートしていると。具体的に。ほかにも、いろいろあるんですけども、旭川市議会議員のツイートをリツイートしているとか、そういったことが随所に見られるわけなんです。随分、この政治色の濃いツイートをリツイートしているなという印象を受けるのですが、いかがでしょうか。

○上田経済部経済交流課長 事務長に聞き取りを行った中では、特定の思想などは持っていないとの回答をいただいておりますが、実際にリツイートをしている内容を見ますと、委員がおっしゃられるような感想を持たれる方もいらっしゃるのではないかと感じております。

○石川厚子委員 特定の思想などは持っていないと、事務長は答えたってということなんですけれども、ちょっと、このリツイートしてるのを見ますと、とてもそうは思えないんですよ。旭川市として、このような状況は知っていたのでしょうか。

○上田経済部経済交流課長 旭川市といたしましては、まちなかマネジメント協議会がイベントの情報発信などにツイッターなどのSNSを活用しているということ自体は、把握しておりました。しかしながら、こうしたリツイートを行っていたということにつきましては、委員から御指摘をいただくまで把握しておりませんでした。

○石川厚子委員 実は、私も知らなかったんですけど、ある方から指摘されたんですよ。こんなことをやっているんだけど、これはちょっと問題あるんじゃないというふうに言われました。一市民の方ですけどね。旭川まちなかマネジメント協議会は任意の組織ではありますが、旭川市の中心市街地の活性化やにぎわいづくりを担っておりますし、また、旭川市は運営や事業実施に対して助成も行っておりますね。こうした団体が不適切な情報をフォローしたり、リツイートなどで発信する、こういったことは問題があるというふうに感じるんですが、見解をお示しいただきたいと思っております。

○上田経済部経済交流課長 旭川まちなかマネジメント協議会は、これまでも、本市の中心市街地の活性化やにぎわいづくりに向けた様々な取組を行っていただいております。オープンテラス事業などは、多くの市民ですとか、観光客の憩いの場として、夏の買物公園を代表する風景にもなっております。また、本市の観光や特産品などの周知なども行ってございまして、SNSでの情報発信は、市民のみならず、観光客にも大きな影響を与えるものであると感じております。協議会にお聞きしたところによりますと、「いいね！」やリツイートにつきましては、これまでイベント等に参加、協力いただいた組織や団体、個人、また、買物公園を初めとする、中心市街地の活性化やにぎわいづくりにつながるものを選んで行っていると伺っておりまして、こうした情報への「いいね！」などにつきましては、情報を広く拡散させ、周知することにつながる取組として、必要なものであると認識しております。一方で、「いいね！」やリツイートは、ボタンをクリックするだけ

で行えるという手軽さがある反面、安易に、また、誤って行ってしまう可能性も秘めております。今回の協議会のSNSの取扱いについては、このリツイートや「いいね！」を含めた、公式のSNSでの情報発信が組織にもたらす影響への認識が低かったということではないかと考えております。

今後につきましては、協議会より、SNSの運用に当たっては、組織の考え方であると受け止められるということをしかりと理解し、適正な運用を図っていききたいというお話を伺っておりますので、本市といたしましても、構成団体の一員として、より一層の注意喚起を行ってまいります。

○石川厚子委員 今、誤ってクリックしてしまう場合もあるといった答弁もありましたけど、それには、随分、政治色の濃いもの、私、今回は紹介しませんでしたけど、まだ、ほかにもたくさんあるんですよ。随分、政治色の濃い内容のものをリツイートされていますね。市としても、今後、注意喚起を行っていくということなんですけれども、今回たまたま発覚しました、旭川まちなかマネジメント協議会なんですけれども、それ以外のほかの団体でも同様のことが起こっている、こういう可能性があるのではないかと思うんですよね。この点について、しっかりした対応が必要と考えますが、答弁をお願いします。

○三宮経済部長 今回、委員からの御指摘を受けまして、部内各課、施設をはじめ、各課が所管する団体につきましても、公式のSNSの情報発信は団体の業務に関するものとし、個人的な主張、意見の投稿は十分注意すること、また、「いいね！」などの反応を示す場合も同様に注意することを各団体に注意喚起をしたところでございます。SNSは多くの方々に、簡単に情報発信できる大変便利なツールではございますが、一方で、発信することに対する意識が軽率になる可能性を持ち合わせておりますので、いま一度、SNSで情報発信することの重さを再認識し、発信に当たっては慎重に対応するべきでありますので、SNSを有効に活用できるよう、適切な取扱い等について、部内職員をはじめ、関係する団体等に周知、啓発をしていきたいと考えております。

○石川厚子委員 二度とこのようなことは起こらないようにということを指摘いたしまして、この点についての質疑を終えます。

○菅原委員長 この件につきまして、他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、4、公園のヒグマ対策についてを議題といたします。この件につきましても、石川厚子委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○石川厚子委員 公園のヒグマ対策について、引き続き、お伺いしていきます。この間、市立病院の裏側ですとか、嵐山公園、旭山公園、突哨山などで、ヒグマらしきものが出没した痕跡があるなどの情報が寄せられているようです。昨日の民生常任委員会での能登谷委員の質疑では、旭川市の今年度のヒグマの出没件数は、一昨日時点で37件、昨年度の3倍とのことでした。

まず、公園におけるヒグマの出没状況について、お示しいただきたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 令和5年度の公園内におけますヒグマの痕跡等に関わる市民からの情報提供についてでございますが、5月2日に旭山公園の東門周辺の「春に会える丘」において、足跡の痕跡があるとの情報を得て、現地確認の結果、ヒグマのものと判断し、発見箇所に通じる園

路を部分閉鎖する措置を取りました。次に、5月11日に市立旭川病院裏の旭橋上流左岸広場におきまして、ヒグマらしきものを見たという情報を得まして、現地確認を行いました。こちらはヒグマの痕跡が確認されず、鹿の足跡や食痕の状況から、鹿である可能性が高いと判断し、特に立ち入りを規制するなどの措置は取りませんでした。次に、5月24日に嵐山公園の展望台と北邦野草園を結ぶ園路沿いにヒグマのふんのようなものがあるとの情報を得て、現地確認した結果、ヒグマのものと判断し、公園全域を閉鎖する措置を取りました。次に、5月26日に、旭山公園で巡回しておりました指定管理者職員から、公園内市道沿いに熊の食痕らしきものがあるとの連絡を受け、現地確認した結果、ヒグマのものと判断し、公園全域を閉鎖する措置を取りました。次に、5月31日に、突哨山の指定管理者より、園内に設置しております監視カメラの画像を確認したところ、園路上を歩くヒグマの姿を確認したとの連絡がございまして、公園全域を閉鎖する措置を取りました。

閉鎖後の公園につきましては、1週間程度現地確認を行うなどして状況を観察し、新しい痕跡が確認されなかったことから、嵐山公園、旭山公園については6月3日から、突哨山については6月7日から、それぞれ公園利用を再開いたしました。しかしながら、旭山公園につきましては、6月6日に監視カメラにヒグマが映っていたことから、6月7日より再度、公園全域を閉鎖する措置を取っており、また、近隣において、6月8日から12日にかけてもヒグマの出没が確認されたことから、現在も閉鎖を継続している状況でございます。

○石川厚子委員 市立病院の裏側については、どうやら鹿らしいということでしたが、嵐山公園、突哨山については、閉鎖を解除しましたね。旭山公園はこの一旦閉鎖を解除したんですけれども、現在、また再度閉鎖中ということですね。一体、どこの公園が閉鎖中で、どこが閉鎖解除されたのか分からなくなってしまうわけなんですけれども、過去にヒグマの出没によって、公園が閉鎖された例をお示しいただきたいと思えます。

○酒井土木部公園みどり課主幹 過去の例といたしまして、昨年につきましては、5月19日と20日の両日、突哨山において、園路を歩くヒグマの姿を監視カメラで確認したことから、5月21日より、園内を閉鎖し、6月15日までの26日間、閉鎖を行っておりました。続いて、7月7日にも、突哨山において、監視カメラでヒグマの姿を確認したことから、同日より園内を閉鎖し、9月5日までの約2か月間、閉鎖を行っております。8月1日には、旭山公園におきまして、ヒグマの目撃情報があり、その後も近隣地域でヒグマの出没が続いていたため、同日より閉鎖し、9月30日までの約2か月間、閉鎖を行っております。

また、一昨年につきましては、6月23日に神楽見本林付近の美瑛川沿いでヒグマの目撃情報があり、石狩川、忠別川、美瑛川沿いの石狩川水系緑地及び公園28か所を閉鎖いたしました。続いて、7月15日には、常磐公園沿いの石狩川河川敷でヒグマの目撃情報があったことから、石狩川沿いの水系緑地及び公園16か所を追加で閉鎖し、これにより、石狩川、忠別川、美瑛川沿いの河川緑地及び公園の44か所が閉鎖となりました。ヒグマの出没の影響による河川緑地等の閉鎖を全て解除したのは10月9日となり、長期間にわたり河川緑地を閉鎖したことで、特に、河川敷グラウンドにおいて、パークゴルフや野球等を行っていた市民にとりましては、大きな影響があったところと認識してございます。

○石川厚子委員 昨年は、突哨山で1か月近く閉鎖した後、さらに2か月閉鎖、旭山公園は2か月間閉鎖、一昨年は、10月までの長期間にわたり、河川緑地を閉鎖していますね。それと比較する

と、今年は、閉鎖してから解除されるまでの期間が短いというふうに感じております。そもそも、こういったときに公園を閉鎖し、また、閉鎖を解除するのでしょうか。その判断基準をお示しいただきたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 園内閉鎖の判断基準についてですが、情報を受けてから公園みどり課職員と指定管理者が現地調査を行います。必要に応じて、ヒグマの専門家や環境部の職員、猟友会の方々にも同行いただいております。現地調査の結果や周辺におけますヒグマの出没状況等から、専門家の意見を伺いながら、公園内の閉鎖等の措置について、総合的に設定してございます。

次に、解除の判断についてでございますが、閉鎖後も引き続き、指定管理者が園内巡回や監視カメラの画像確認等を行い、一定期間、熊の痕跡が見られない場合は、閉鎖解除に向けた最終的な現地確認を環境部とともにを行い、その結果に基づき、閉鎖解除の判断を行っているところでございます。

○石川厚子委員 今回、嵐山公園や突哨山を短期間で閉鎖解除したのは、ヒグマが滞在型ではなく、通過型というふうに判断したということだと思うんですね。今年は朱鞠内で釣り人が死亡するという痛ましい事態が発生しましたよね。また、2年前だと思うんですけども、札幌でゴミ出しに出かけた市民が襲われたということもありました。公園みどり課としては、公園内にヒグマが侵入しないよう、また、公園から市街地にヒグマが移動しないような、そういった対策は取っているのでしょうか。ヒグマが侵入しづらい環境整備として、環境部では、次長自ら、草刈りをしているということも聞きました。公園みどり課では、そういったようなヒグマ対策は取っているのでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 本市において、ヒグマが出没する可能性の高い公園として、旭山公園、嵐山公園、突哨山の三つの公園がありますが、いずれも風致公園、都市緑地として、極力、手を加えることなく、自然のままの姿を残した公園であり、ヒグマの生息地とも隣接していることから、公園内へのヒグマの侵入を完璧に防ぐことは困難であると考えております。そのため、公園内における日常的な対策といたしましては、定期的な園内巡回のほか、注意喚起を促す警告看板を設置し、公園利用者にヒグマとの遭遇時の行動指針を周知するほか、公園内の園路で見通しの悪い箇所の草木の伐採や、音を鳴らすプレートを設置し、散策時には、公園利用者に音を鳴らしてもらう取組や、ヒグマにとっての誘因物とならないよう、ごみのポイ捨てに対する注意喚起を行うなど、公園利用者がヒグマとの遭遇を避けるように努めております。

○石川厚子委員 今、注意喚起を促す看板を設置しているということなので、ヒグマ出沒注意などの看板は設置されていると思うんですけども、例えば、落石注意の看板みたいなもので、何に注意すればいいのかよく分からないということがあると思うんですね。この質問をするに当たり、私、実際にヒグマを見ようと思ひまして、昨日、旭山動物園に行つてまいりました。えぞひぐま館を見て、ヒグマも新しい施設に入れてよかったなぐらいには感じたんですけど、動物園の中で見るからそのように思えるのであつて、これ実際、公園散策中にヒグマと出会つたら、物すごく驚くと思うんですよ。万が一、ヒグマに出会ってしまった場合の対処方法など、公園の入り口などで、そういったものについては示されているのでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 ヒグマへの対策といたしましては、公園利用者に対して、ヒグマと遭

遇しない対策に努めておりますけれども、ヒグマと出会ってしまった場合に備え、専門家からのアドバイスをいただき、公園利用者に対し、一人での行動を避け、複数人で行動することや、走って逃げてはいけない、ヒグマを刺激せず、ゆっくりと距離を空けるなどのヒグマを挑発せず、冷静に行動するよう、警告看板に記載するなど、注意喚起に努めているところです。

○石川厚子委員 先日テレビを見ていましたら、パウダーガンとかジェットガンなど、素人でも扱えるヒグマを撃退する武器があるんだそうですね。パウダーガンから、何か香辛料みたいのがぱつと出て、ヒグマが驚いて逃げるみたいな、そういうのがあるという、開発中であるというようなこと言ってましたけれども、それらが普及するっていうのは、まだまだ先のことなのかなというふうに思います。ヒグマに出会った場合の対処方法については、公園みどり課というよりも、例えば、赤信号は渡っちゃいけないよ、止まりなさいって言うように、幼児教育ですとか、学校教育で取り組むべき課題であるかなというふうには感じております。旭山公園、嵐山公園、突哨山は、緑の基本計画の中で、緑の市民活動の拠点を育成する地域に指定されております。公園の中でばったりヒグマと遭遇するということを防ぐためにも、今、小学校なんかも、社会科研究なんかで公園に行ったりするので、少なくとも、特にそういう人の往来が多い地域については、より有効なヒグマ対策を講じるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○太田土木部長 公園におけるヒグマ対策ということで、様々質疑をいただいたところでございます。今回、ヒグマの痕跡が見つかった旭山公園、嵐山公園、突哨山につきましては、一般的な都市計画公園とは異なって、いわゆる風致公園と言われていたり、都市緑地と言われていたり、どちらかという、郊外部の山林と接するようなところで、ありのままの自然を残しておく、あまり人工的に手を加えていないといった、利用者がありのままの自然と親しむことができるといったコンセプトのもとでつくられている公園ということもあります。そういった意味で言えば、なかなか熊が入り込まないようにするっていうのは、面積が大きいということもあるんですけれども、徹底した対策というのは非常に難しいところがあるというふうに我々も考えてございます。

ただ、今、委員から御指摘があったとおり、やはり人の往来が多い箇所というのがございますので、そういったところについては、何らかのヒグマ対策を講じるっていうことは、公園利用者の安全確保ですとか、逆の意味でいくと、その野生動物の保護といった観点からも、非常に重要であるというふうに認識してございます。ただ、野生動物の行動というのは、その予測が困難であるのと、本当に通過型なのか、滞在型なのかというのもございますので、やはり常に状況を監視しながら、状況に応じた対策を速やかに行っていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

今後につきましても、公園内に設置してございます、監視カメラの台数の増設の検討ですとか、あとは監視カメラの定期的な確認と併せまして、パトロールによるヒグマの目撃や痕跡の確認というところを行うことで、少しでも早く、ヒグマの出没といったものを確認、検知していく。そして、速やかに、関係部局ですとか関係機関あるいは専門家と連携した中で、指定管理者とも連携しながら、ヒグマ対策における情報交換、協力体制を作っていくということが大切であるというふうにも考えています。

突哨山の指定管理者におきましては、その中に専門家の方もいらっしゃいまして、実はその専門家の方というのは、市のヒグマ対策協議会の専門家にもなられている方でございます。そのため、突哨山におきましては、本当に、そういった熊の状態もよく御存じの方、そういった方の知見を聞

きながら、旭山ですとか、嵐山における熊対策についても、いろいろ御助言をいただいているということがございますので、我々、やはり各公園においても、指定管理者間での情報をしっかり共有し、そういった場合にどういった対策が必要なのか、利用者にはどういう注意喚起を行ったらいいいのかということもしっかり聞きながら、今後も効果的なヒグマ対策といったものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○石川厚子委員 ぜひ、徹底した公園内でのヒグマ対策を講じていただきたいということを述べまして、質問を終わります。

○菅原委員長 この件につきまして他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければこの件に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、5、その他の常任委員会の活性化についてを議題といたします。去る6月6日に開催された正副委員長会議において、本日、お配りした正副委員長会議確認事項及び別紙8、常任委員会の活性化について説明を受けたところであります。趣旨としては、議会基本条例第14条において、政策提案、政策提言について規定されており、令和5年議会運営の評価及び検証において、外部検証からも政策提案・提言を通して市政の課題の改善に、より積極的に取り組むことが重要である等の検証結果の報告を受けており、委員会としても、市民や関係団体の意見や、行政視察の調査結果などが、政策提案・提言に結びつくような運営をしていこうというものでございます。正副委員長といたしましても、市政の課題の改善に向けて、積極的に政策提案・提言を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、正副委員長会議確認事項の6に記載のとおり、市民団体との懇談については、意見交換の実績がない団体などとの実施に向けて、議会からアプローチをするなど、幅広い層から意見を聞くことができるような取組を期待したいとの検証結果の報告を受けており、委員会としても積極的に意見交換の場を設けたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、懇談を希望する団体や意見を聞きたい団体などがありましたら、ぜひお知らせいただきますようよろしくお願いたします。

なお、本日お配りいたしました正副委員長会議確認事項については、委員会の統一的な運営を図るための確認事項でありますので、ぜひ、御一読の上、御承知お祈願いたします。

この件につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定した議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言等はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時02分